



# 瀬戸川事務所タイムズ

## トピックス

### <会社法改正いろいろ>

来年4月以降に施行される改正会社法。

総株主の議決権の90%以上を持つ株主が、株主総会の特別決議なしに、その他の株主に株式を売り渡すことを請求できる制度が創設されます。簡単に言えば、会社側にとって出て行ってほしい少数株主を排除することが容易になるということです。



### <消防法施行令改正>

来年4月から改正消防法施行令が施行されます。昨年起きた小規模の高齢者宿泊施設での火災事故を受け、今まで義務を除外されていた小規模(275㎡未満)の施設にもスプリンクラーなどの消防設備の設置が義務づけられます。これを受けて、スプリンクラー設置に関する建設業者(消防施設工事、電気工事、管工事)は既に忙しくなっているようです。

### <今月の予定>

- ・7月決算法人の申告期限
- ・9月決算法人の実地棚卸
- ・5月決算の建設業の  
決算変更届の提出期限
- ・厚生年金保険料の

料率変更



### 瀬戸川事務所の 現場から

ここ最近、おつき合いしているベテランの他土業の先生方に、ご紹介を頂いたり、ご紹介をさせていただいたりということが続きました。

土業に関わらず、ベテランの経営者ほど、「集客」より「ご縁や信用」で仕事を広げられているように感じます。人柄や仕事ぶりが「営業」になっているのですね。

先日、お客様をご紹介頂いた方に「すべての仕事を自分でやろうとしないこと、専門分野は専門家に任せることでまたご縁が広がること」という言葉を頂き、とても共感しました。私もそうでありたいと思います。

### おススメの本

#### 「本当に強い会社を作るための新常識」(著：野村宜功)

まさに、中小企業の経営について書かれた本といった印象でした。

「中小企業の経営にドラッカーは本当に必要なのか？」という問いかけから始まるこの本には、「あ、それわかる!」と共感できる内容が盛りだくさんです。



中身は「経営&ビジネス」「組織&人材」「社長の役割&仕事」「マネジメント&リーダーシップ」の4つの章に分かれていて、中でも、「機会損失と実損失」、「意思決定と切り離すべき sunk cost (埋没費用)」は、経営をされたことのある方なら、誰もが「あるある!」と共感し、考えさせられるコンテンツだと思います。(sunk costについては裏面にてちょっと掘り下げて説明しました。)

上記4つのテーマについて具体的な問題解決策をお探しの方には参考になると思います。おススメです。

## 経営談義

### 【判断と sunk cost】

「おススメの本」でもご紹介しましたが、この本の中で「sunk cost（埋没費用）」の話がありましたので、少し掘り下げたいと思います。

いくつかの事業を続けていると、「これは投資に対して、回収ができないかもしれない」との見通しで、「続けるか、撤退するか」を決めなければいけないときがあります。

このときに、「投資に見合った採算がとれないから」とか「他の事業に悪影響を及ぼすから」と、純粋に未来に目を向けた判断ができればいいのですが、その判断ができない理由の一つが「sunk cost」です。

sunk costは、平たく言うと「すでに投資してしまったコスト」のことで、これがもったいないから、もしくは失敗を認めたくないから、という理由で撤退を決断できないというケースが多いようです。



本の中で紹介されていた事例を紹介すると、チケットを買って、映画館に入ったところ、イマイチ面白くないと感じ始めた時、それでもそのチケット代は戻って来ないから最後まで観続けるのか、時間ももったいないから映画館を出るのかといったのも sunk cost の事例です。

この本を読んだ後、新聞でも sunk cost をテーマに挙げた記事がありました。

公共工事において、sunk cost による判断先送りなどの事例はよく見受けられます。ここまで作ったトンネルを掘り続けるべきか、ここまで作った防波堤を作り続けるべきか、ここまで作ったリアモーターカーを完成させるべきか・・・などなど。

身近でも、ニュースでも、sunk cost の事例は結構あると思います。

## あとがき

昔、15年くらい前まで、油絵を描いていました。育児や仕事の忙しさとともに描かなくなってしまいましたが、先日、ご縁あって「うわの空アート展 2014」に出品させて頂きました。きっかけは、一枚の絵はがき。私が昔出品した展示会にて制作した作品の絵はがきを大切に取ってくれた友人がいて、その絵はがきで残暑見舞いを送ってくれたのが嬉しくて Facebook にアップしたところ、このアート展を主宰している友人がその絵はがきの写真を見て、声をかけてくださったものです。

急ぎだったもので、実家のリビングに飾っていた過去の作品を出品させて頂きましたが、これをきっかけにまた油絵を描きたくくなりました。(写真は、今回出品した作品です。)



法人設立・会計記帳・建設業などの許可申請

行政書士

瀬戸川法務事務所

Setokawa Support Office of Management

行政書士・弥生会計認定インストラクター 瀬戸川加代

〒275-0016 千葉県習志野市津田沼4-8-15 TK 津田沼ビル202

電話：047-481-8149

ホームページ：http://setokawa-office.jp ブログ：http://setokawa.makusta.jp

